

本じたる委員会は地区委員会を置く
日本で

二、会計事務を処理する。
三、この会の経理を監督するため、会計簿を保管し、いつでも全員の閲覧に供する。
四、会計監査をうけて、会員に報告する。

第二十四章 第八章

会計監査委員会
一、会計監査委員長の選舉および就任は、第一六条に準じて行う。
二、会計監査委員長は、他の二名の委員を選任することができる。
三、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第二十五条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、他の二名の委員を選任することができる。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第二十六条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、他の二名の委員を選任することができる。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第二十七条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第二十八条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第二十九条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十一条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十二条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十三条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十四条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十五条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十六条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十七条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十八条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

第三十九条
会計監査委員会
一、会計監査委員長は、年の任期とする。
二、会計監査委員長は、年間半回以上全会員にその結果を報告する。

一、委員は、委員長の選任に基き実行委員会の承認を得て、会長が任命する。
二、常置委員会相互間において、委員は、他の委員を兼ねることができない。

三、教育環境をより好ましくするように努めつとめる。
四、教職員と保護者、および保護者相互の連絡と親睦をはかる。

一、その学年の会員が会員としての義務と権利を全うするようつとめる。
二、教育環境をより好ましくするように努めつとめる。

一、成人教育委員会の任務は次のとおりである。
二、地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

三、人権意識を高めるために、会員を対象にした研修事業を推進する。
四、人権啓発に関する研修会に参加し、その成果の広報に努めつとめる。

五、PTA図書館の運営にあたる。
六、優良図書に 관심をもち会員に読書の習慣を盛んにし教養を高めることにつとめる。

一、会員に対し、情報を伝達する。
二、地域社会に対し、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るようにつとめる。

三、この会と同じ目的をもつ他の団体、または機関との連携をはかる。
四、会員に対し、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るようにつとめる。

一、厚生保健委員会の任務は次のとおりである。
二、生徒の安全に関して学校に協力する。
三、地域内の関係団体機関およびそれらの活動に協力する。

一、生徒の家庭生活、社会生活の保護善導につとめる。
二、生徒の安全に関して学校に協力する。
三、地域内の関係団体機関およびそれらの活動に協力する。

一、会員の保健衛生に対する理解を深める。
二、学校の保健事業に協力する。
三、地域内の関係団体機関およびそれらの活動に協力する。

一、会員の保健衛生に対する理解を深める。
二、学校の保健事業に協力する。
三、地域内の関係団体機関およびそれらの活動に協力する。

一、この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成によつて改正することができます。
二、校長は、各常置委員会、および特別委員会に出席して、意見を述べることができる。

一、この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成によつて改正することができます。
二、校長は、各常置委員会、および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからなければならぬ。

一、この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成によつて改正することができます。
二、校長は、各常置委員会、および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからなければならぬ。

一、この規約は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成によつて改正することができます。
二、校長は、各常置委員会、および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからなければならぬ。

令和七年五月二十日改正